

○学生の盗難等の被害，交通事故及び法規違反等に関する申し合わせ

平成15年2月10日 第10回学生委員会

改正 平成23年2月14日 第10回学生委員会

学生生活の安全を図るため，学生の盗難等の被害，交通事故及び法規違反等に係る対応について，次のとおり取り扱うものとする。

- 1 学生は，学内・外において盗難等の被害に遭った場合は，ただちにクラス担任教員に連絡し，被害届を事務局長に提出する。
- 1・2 学生は，交通事故を起こした場合は，ただちにクラス担任教員に連絡し，交通事故報告書を事務局長に提出する。
- 1・3 学生は，法規違反等を起こした場合は，ただちにクラス担任教員に連絡し，法規違反等報告書を事務局長に提出する。
- 2 事務局長は，学生から提出された被害届，交通事故報告書又は法規違反等報告書の写しを学生部長に提出する。
- 3 学生部長は，必要と認めるときは，盗難等の被害，交通事故及び法規違反等（以下「被害等」という。）について学長に報告し，対応策を検討する。
- 4 学生部長は，必要と認めるときは，学科長，学生委員，クラス担任教員及び関係教員に被害等の内容を連絡する。
- 5 学生部長は，必要と認めるときは，被害等について学生に周知する。
- 6 学生部長は，必要と認めるときは，被害等について学生委員会に報告する。
- 7 学生教育研究災害傷害保険の事務については，教務課で処理する。